

平和構築プロセスとしての日本の近代化と戦後復興：
内的平和と外的平和

篠田英朗

(広島大学平和科学研究センター)

はじめに

日本人は戦後復興を経験したがゆえに現代世界の紛争後国に対しても共感できる、と語られる場合が少なくない。他方において、日本の経験は、現代の地域紛争後のアフリカやアジアの社会が経験している紛争後平和構築のプロセスとは大きく異なっている、と語られる場合も多い。

おそらくは両者の見解に一定の真実が含まれていると思われる。たとえばアフリカの紛争後国に日本の経験を直接適用すれば全て上手くいく、と考える者はあまりいないだろう。しかしそれは、日本だけが際立って特殊で異質な歴史を持っているからではない。あらゆる国の歴史は独特かつ固有のものであり、あらゆる平和構築は独特かつ固有の事情を持つ。同じアフリカの紛争後国だからといって、ルワンダとシエラレオネの間に何の相違もなく、全く同じ紛争後平和構築の政策をとればすべてが上手くいく、と考える者もあまりいないだろう。もちろん同じアフリカに属する二つの国であれば、日本との間における以上には類似点はあるかもしれない。しかし本質的にいえば、日本の事例をシエラレオネに簡単にあてはめることができないということと、ルワンダの事例をシエラレオネに簡単にあてはめることはできないということとの間には、程度の差しかないとも言えるはずである。

そうだとすれば、果たして平和構築の観点からみたときに、日本の歴史にどのような一般性のある含意を見つかることができるだろうか。そのことを、日本独自の特殊な事情をふまえつつ、分析しておくことは有益であろう。日本の歴史の中で、どの部分がシエラレオネを見る際に関連する要素を持っており、どの部分がそうではないのかを、的確に把握することが必要になるのである。

本稿は、こうした問題意識にしたがって書かれたものである¹。もちろん筆者の本来の専門領域が日本史にはなく、むしろ現代世界の地域紛争後の平和構築にあることは、あらかじめ断っておかなければならない。したがって筆者による日本の歴史の描写は、門外漢の域を出ない。本稿の議論は非常に実験的なものであるが、決して日本の歴史の深部に迫るようなものではない。ただそれでも本稿が目指していくのは、平和構築の問題関心から見て日本の歴史にはどのような平和構築への含意を確認することができるのか、という問いかけを発し、探究していくことなのである。

こうした目的にしたがって本稿が行う日本の歴史の描写は、次のような仕組みによって表現される。19世紀後半以降の日本の近代史に焦点をあてつつ、本稿はそこに「二つの紛争後平和構築」の試みを見出す。第一に、近代化の端緒となった明治期の日本を、「内戦構造克服の過程」にあったものとして位置づける。つまりこれが日本の近代史における第一の紛争後平和構築の過程である。この第一の紛争後平和構築は、第二次世界大戦に至る日本の「超国家主義」につながり、悲惨な戦災を伴った敗戦・無条件降伏・占領統治という破綻を導き出した。これによって開始された占領体制下の日本が歩んだ「平和国家化」の過程が、本稿が第二の紛争後平和構築と呼ぶものである。第二の紛争後平和構築は、第一の平和構築のあり方に対する反省とある種の否定によって生まれたものであった。他方において、第一の平和構築のもたらしたものを、肯定的な意味でも否定的な意味でも、引き継ぐものであった。

本稿は、この二つの日本の紛争後平和構築の過程を特徴づけるために、「内的平和」と「外的平和」という概念を用いる。言うまでもなく、明治維新前後の戊辰戦争から西南戦争に至る時代は、日本が内戦の混乱に苛まれた時代であった。その際に日本の政策担当者が目指したのは、実は日本国内の安定という「内定平和」であった。富国強兵・殖産興業を唱えて、列強との帝国主義的衝

¹ ただし筆者は国際協力機構（JICA）や外務省の研修セミナーや招聘事業において、紛争後平和構築の観点から日本と広島を語るという講義を、過去に数十回にのぼる数で行ってきており、本稿はそうした機会での経験をふまえて執筆されたものである。なお紛争後平和構築の観点から見た広島の歴史については、篠田英朗「平和構築としての広島の戦後復興」、篠田英朗（編）『IPSHU 研究報告シリーズNo.40：現代平和構築活動の視点から見た広島の戦後復興史』（2008年、広島大学平和科学研究センター）所収、参照。

突へといたっていく日本の国策は、「内的平和」を条件として可能となるものであり、また「内的平和」を目指して体系化されたものでもあった。

第一の平和構築における「内的平和」の達成は、「外的平和」の決定的な破綻という帰結を導き出した。第二の平和構築は、第二次世界大戦後の視点から見れば歪なものでしかない第一の平和構築を一定程度は継承しつつも、その弊害を克服するために大きく是正していくための試みであった。そしてより総合的な平和構築へと進んでいくために、日本という国のあり方を作り変えていくためのものであった。

われわれはこうした日本の「二つの紛争後平和構築」の歴史の中に、政治的指導者の理念の重要性、歴史の逆説、総合的な平和構築の政策の必要性といった諸要素を観察し、現代世界の紛争後平和構築にも通じるような平和構築のあり方を対する含意を見ていくことになるだろう。

1 第一の紛争後平和構築と「内的平和」

1-1 長い「平和構築」

1945年以後の日本の歴史は、1868年の明治維新以後の近代化の過程と切り離しては、理解することができない。つまり第二次世界大戦後の日本の平和構築あるいは戦後復興は、戦前の日本との断絶と同時に、連続性の上にも成立したものであった。日本人は、19世紀後半以降、西洋諸国がもたらした近代化の嵐にさらされながら、近代国家としての日本という国のあり方について思考を巡らせた。その事情は、19世紀後半においても、20世紀後半においても、基本的には同じであった。1945年以降に日本人は、「目指すべき国家像をどのように作り直し、さらなる近代化を進めるか」という問いに直面した。改革は必至であったが、それまでの日本が培ってきた近代化の成果の全てが根本的かつ全面的に否定されたというわけではなかった。第二次世界大戦後の日本においては、何もかもが最初から作り直されたわけではない。むしろ明治維新から第二次世界大戦までの日本の歴史との対比関係において、改革と継承が構想され、議論

されたのである。

このような意味において、また「紛争後の平和構築」という問題関心に即して、日本の歴史を見るならば、1945年以前にさかのぼる視点で、日本の歴史を捉えてみる必要があるとあり、特に明治維新以降の日本の近代化の過程が持つ意味に注意を払う必要がある。日本の近代化プロセスは、内戦構造を克服するプロセスと一体のものとして進められたので、それ自体が一つの長い「平和構築」の事例であると言える。つまり1945年以降の「戦後復興」が短期的な視野で捉えたときの一つの平和構築の実例であるとするれば、1868年以降の近代化プロセスは、より長い歴史的視点で見たとき捉えることのできる大きな意味での「平和構築」の営みを示す実例なのである。

今日われわれは、日本があたかも内戦の歴史を持たない国であるかのように考えがちである。しばしば日本の歴史が現代世界の紛争後国の経験と異なると指摘される際には、日本が国家間戦争後の復興を遂げたのに対して現代世界の紛争のほとんどが内戦である点で両者に大きな相違がある、という点が前提とされている。

しかし歴史的に正確に言えば、日本が内戦とは無縁の国であると考えるのは、間違いである。歴史的実証に耐える過去1500年程度の間だけでも、無数の戦乱が起こったことが確かになっている。そのうちの幾つかは日本の国土全体を巻き込むような大規模なものであった。武装部族集団間の戦争が無数に繰り返られる無秩序状態が恒常化した「戦国時代」が長く続くことさえあったわけである。

むしろ日本の歴史には、国家が統一された安定期と、各地で武装勢力が乱立する混乱期が、交互に現れる傾向があるとも言える。長い「戦国時代」の後、日本の武装勢力がほぼ完全に二手に分かれた1600年の関が原の合戦＝「天下分け目の戦い」が起こり、長期の安定期の樹立に成功した江戸時代が成立した。これは、それまでの日本の歴史を考えると、決して逸脱とまでは言えないまでも、国土を二分する一大内戦の結果として生まれた特異な性格を持った時代であった²。江戸幕府は、「関が原の合戦」以降も、対抗的な封建領主勢力を軍事

² 国内武士勢力を二分した「源平の合戦」における一方の勝利の結果として生まれ、比較的長期にわたる安定をもたらした鎌倉幕府の武士政権などは、同じパターンに属するもの

的に駆逐し続け、さらに度重なる民衆の反乱を徹底的に鎮圧し、基本的には圧倒的な軍事力を基盤として国土の安定を維持していった。「藩」としての行政単位の存続を許された武装封建領主「大名」の中には、幕府に真の忠誠を誓う勢力と、密かに復讐心を抱く勢力とが混在していたが、それでも国内に相当程度の安定が保たれたのは、「天下分け目の戦い」に勝利した徳川家の勢力が、卓越した武力・経済力を保持するようになったからに他ならない。

しかし江戸幕府が、日本の内戦構造を完全に消滅させるほどの完全革命を果たしたとまでは言えない。19世紀中葉に、世界各地で植民地化を進めていた欧米諸国が強引に開国を迫ったとき、江戸幕府の実質的軍事力は低下していた。そのため幕府に先立って欧米の近代的技術を導入し始めていた反幕府的諸藩の勢力が、幕府側の勢力と均衡し始めることになった。そこで江戸時代に封印されていた日本国内の「内戦構造」が顕在化していくことになったわけである。実際に明治維新前後の混乱の時期から、戊辰戦争や各地の反乱・一揆の頻発の時代をへて西南戦争へと至る時代は、日本が内戦の病魔に取りつかれていた時代であった。

新しい近代国家を樹立しようとした明治時代の日本は、それまでにない「近代的」なやり方で、国内の「内戦構造」を克服するという課題に直面することになった。明治維新以後の日本の歴史は、「内戦」構造を克服する近代国家の歴史でもあった³。それは、「近代化」という手段によって、国内の平和構築＝「内的平和」を達成しようとする試みでもあった。そして世界史と連動した近代という時代を共有することになった日本が経験した、一続きの長い平和構築の過程の開始を告げるものであった。

1-2 内戦構造の克服

長州藩や薩摩藩などを中心とする「外様大名」、つまり「天下分け目の戦い」

だと言える。

³ 「日本民族および日本国民は、明治維新をへてはじめて形成された」。「日本人民が古代的中世的なものを克服し、近代民族・国民として自由と統一と独立をたたかいとる画期的前進の第一歩というてんにこそ、明治維新の本質的意義がある」。井上清『日本現代史：第一巻明治維新』（東京大学出版会、1951年）、3、16頁。

以来の反幕府的な勢力の一部は、天皇を真の日本の君主として仰ぐという旗印で結束し、1868年について「江戸城」を取り囲んだ。幕府側は戦うことなく降伏し、江戸時代は終焉した。1953年にペリーが率いる米国艦船が到来して以来、日本国内は騒乱が続き、幕府軍による長州征伐のような軍事的戦乱もへて、「鳥羽・伏見の戦い」における幕府側の軍事的敗北と士気の低下により、倒幕は達成された。しかし「戊辰戦争」があたかもある種の平和的革命であったかのように考えることは、もちろん史実とは異なる。

すでに1968年前半に新政府軍が諸国を制圧する段階で、戦乱は西日本全域に広がった。4月に行われた江戸無血開城に従わない旧幕府勢力は、まず関東地方各地に戦乱を広げた。「内戦」としての「戊辰戦争」は1968年で終わることはなく、北方に戦場を移動させつつ、翌1869年まで続いた。特に会津藩・庄内藩の処分問題に起因する「東北戦争」および旧幕府勢力の最後の抵抗となった「箱館戦争」は、その凄惨さにおいて、初期段階の「戊辰戦争」を凌駕するものであった。また東北地方から新潟や北海道に至る地域が新政府に敵対していたという点で、1968年の「内戦」は日本の国土をほぼ二分する規模を持っていた。なお戦乱の中で新政府軍・旧幕府軍双方による焼き討ち、捕虜の処刑、味方への制裁、略奪、暴行、放火、強姦や殺戮のような戦争犯罪が多く発生し、政治支配者層での確執ともあわさって、各地に複雑な怨恨の構造を残した。

このように、明治の近代化、本稿が「第一の紛争後平和構築」と呼ぶプロセスは、再び行われた「天下分け目の戦い」において入れ替わった勝者の側によって開始されたものであった。もちろんだからといってその後の日本の中央政府の全てが単なる藩閥政治の具現化でしかなかったとまで言う必要はないだろう。ただし、様々な複雑な路線闘争を繰り返しながらも、明治政府が統一的な見解を持つ中央集権政治の担い手として強烈な存在感を持つに至った背景に、政府関係者の間に強固な価値観や人間関係の紐帯における一体感があったと指摘することは、的外れではないだろう。明治政府は、今日的な意味において、決して最大限に包含的(inclusive)な政府ではなかった。路線対立を内部に抱えつつ、むしろ限界に達した異分子を繰り返して外部に吐き出していくことによって、近代的な主権国家の樹立による国家統一を通じた「内的平和」を追求する機能

性を高めていったのが、明治政府であったと言える⁴。

なお新政府軍はイギリス、幕府軍はフランス、東北地方の奥羽越列藩同盟軍はドイツから、軍事援助を受けていたが、直接的な外国軍の介入がなかったため、戊辰戦争は植民地化を誘発することはなかった。つまり、戦後復興としての近代化は、独立した明治新政府の主導の下に行われることになった。このことは、その後の日本の歴史に大きな影響を及ぼす重大な点である。なぜなら、日本の歴史がアジア・アフリカの多くの諸国とは異なるのは、内戦を経験しなかったからではなく、むしろ植民地化を経験することなく近代化・戦後復興・紛争後平和構築を進めることができた点にあると思われるからである。

ただし内戦後の国内情勢は、現代世界の紛争後社会とも相通じるところが多い状況であった。たとえば現代世界の多くの紛争後国がそうであるように、戊辰戦争後の日本においても、多くの旧兵士が社会不安定化要素として取り残された。明治政府は維新後に常備軍を設立し、倒幕に尽力した有力藩の兵力を積極的に政府軍に組み込んだ。「雄藩」の経済的苦境を救済するとともに、政府の兵力を強化するという政策であった。しかしそれは容易に達成されるプロセ

⁴ 明治維新の評価・認識をめぐっては、膨大な研究が存在している。しかし昭和期の研究は、マルクス主義的歴史観を前提にして、明治維新が「不徹底なブルジョワ革命」であるか、「絶対主義の成立」であるかをめぐって、議論が展開した。1920年代から1930年代にかけて、後に「労農派」と呼ばれる第二次世界大戦後の社会党左派系に連なる学派と、「講座派」と呼ばれることになる共産党系に連なる学派が生まれ、前者が明治維新を不完全ながら「ブルジョワ革命」とみなしたのに対して、後者はそれを認めず「絶対主義体制」の成立であるとみなした。こうした見解の違いは、戦前の政治体制に対する「二段階革命論」をめぐる路線闘争を生み出し、戦後の社会党左派系と共産党系の路線闘争に引き継がれつつ、マルクス主義の影響を大きく受けた日本経済史研究を強く意識した明治維新観に基づく学術研究を数多く生み出した。たとえば、楫西光速他『日本資本主義の成立』I・II（東京大学出版会、1955年、56年）；上山春平『歴史分析の方法』（三一書房、1962年）；下山三郎『明治維新研究史論』（御茶の水書房、1966年）などがある。このような学界の構図を強く意識した明治維新研究としては、遠山茂樹『明治維新』（岩波書店、1951年）など。1960年代ですら、「世界史的な観点から加えられたこれらの科学的な規定」を用いることこそが、「史実をいかに正しく把握できているか」において鍵となると考えられていた（たとえば、原口清『日本近代国家の形成』（岩波書店、1968年）「序」、参照。今日では、明治維新をこのような観点で解釈しようとする動きは、決して盛んではないだろう。むしろかつての論争を相対化した上で、明治維新論の意義を新たに見出そうとする動きが見られる。たとえば、桑原武夫『明治維新と近代化：現代日本を産みだしたもの』（小学館創造選書、1984年）；三谷博『明治維新を考える』（有志舎、2006年）などである。本稿は当然ながら、こうした研究史に本格的に関与するものではない。各学派の特徴が反映された過去の研究とは異なり、「二つの紛争後平和構築」という独自の問題関心で、明治政府の政策の特徴づけを行うものである。

スではなく、実際に日本国内はなかなか安定しなかった。特に「不平士族」の反乱と、農民一揆は、後を絶たなかった。

旧士族による反政府運動の背景には、徴兵令（1873年）、帯刀禁止令（1876年）、散髪令（1876年）、秩禄処分（1876年）、などによって、次々と特権を剥奪された旧兵士＝旧士族たちの間に蓄積した不満があった。下層士族は、身分的には平民とされてしまい、経済的にも貧困にあえいだ。中には外国勢力を打破しようとする「攘夷」思想によって親欧米的な明治政府の政策に反対する者も少なくなく、当初は政府高官の暗殺などが頻繁に起こり、やがて反乱行為もたびたび起こるようになっていった。

頻発した農民一揆も、明治政府の改革に反発するものであった。「廃藩置県」（1871年）や被差別民を「平民」とした「戸籍法」（1871年）の身分制改革への反発、義務教育でありながら高い授業料を徴収した「学制」（1871年）への反対、国民皆兵主義にもとづく「徴兵令」（1872年）への反対、などが頻発した。

新政府を樹立した政治家たちも一枚岩ではなく、やがて近代化の方法や、他のアジア諸国との関係などをめぐって、深刻な対立が表面化した。政府内で実権を握った大久保利通らは、統一的な国家政策をもって、ドイツ流の近代国家を作り出すことを目指していた。大久保は「内務省」を新設し、「参議」と兼務で自らそれを率いた。内務省は、思想・言論の統制にまで踏み込んで治安維持を図る「警保寮」と、殖産興業政策の実施にあたる「勸業寮」とを二支柱として運営される、明治以降の日本の国家体制を象徴する省となった。これに対応して、中央の内務省からの一元的管理の下、各府県庁にも、「警保課」と「勸業課」が設置された。

欧州旅行中に、ドイツ・ビスマルクの国家政策に魅了されて帰国した大久保は、国家が主導する産業発展の必要性を確信しており、国力の充実が国家政策によって振興されるものだと考えていた。だがその大前提として徹底的に追求しなければならなかったのが、国内の治安の安定的確保であった。鉄血宰相・ビスマルクを模する大久保の路線にしたがって、明治政府は、産業発展と治安維持の二支柱を徹底的に遂行する政策をとっていったのである。

これに対して、武士の美德を体現する人物として信奉されていた西郷隆盛は、大久保らと対立して1872年に政府を去って鹿児島に戻ったが、政府に不満を持

つ旧士族などに慕われて、残存する日本の内戦構造の象徴的存在となった。1970年代中葉には、1874年に「佐賀の乱」（佐賀県）が、1876年に「萩の乱」（山口県）、「神風連の乱」（熊本県）、「秋月の乱」（福岡県）が、不平士族によって次々に引き起こされた。いずれも政府軍によって軍事的に鎮圧されたものの、「戊辰戦争」の終結が、日本における内戦構造の終結を意味していなかったことは、明らかであった。

明治政府は、内戦構造の克服を、大きな政策課題とせざるをえなかった。そこで硬軟合わせた政策が求められることになった。まず政府は、旧士族と農民層の反政府運動が結合することを恐れた。そこで土地私有権を認める「地租改正」（1873年）を実施するなどして、当初は不平士族と同調する傾向があった農民層を抱き込んでいった。1876年に政府が予定地租を一方向的に引き上げた際には、大規模な地租改正反対一揆が起こった。これに対して明治政府は翌1877年に地租を地価の3%から2.5%に引き下げる決定を行い、農民層の不満を和らげて、士族と農民を分断することに成功した。

1876年の「廃刀令」などの一連の施策は、旧士族の特権を完全に剥奪することを意味するものであった。そこで政府は、強権的な治安維持に乗り出す。不平士族の不満が爆発するのに先手を打つため企図されたとされる西郷暗殺計画は、西郷を慕う若い旧士族勢力の決起を誘発し、1877年に西郷を担いだ大規模な「西南戦争」が勃発した。西郷の反乱軍は各地から集まった4万の不平士族の兵力を展開して政府軍と対峙したが、6ヶ月間の戦闘で2万人の死傷者を出した後、敗れ去った。西郷の戦場での自決により、この「日本最後の内戦」は幕を閉じた⁵。

西南戦争における政府軍の勝利により、日本においては武力に訴えての反乱は終焉した⁶。求心力を失った不平士族は一つの政治集団としては力を失い、反政府運動は「自由民権運動」のような言論を手段とするものに収斂していった。

⁵ 小川原正道『西南戦争：西郷隆盛と日本最後の内戦』（中央公論新社、2007年）；小島慶三『戊辰戦争から西南戦争へ』（中公新書、1996年）、参照。

⁶ もっとも西南戦争以降も反政府活動が暴力化したり、暴力的に鎮圧されたりする事件は他数発生した。第二次世界大戦以降でも、1960年代・70年代に先鋭化して活発になった左翼過激派集団のテロ活動や、1995年の地下鉄サリン事件を頂点とするオウム真理教による一連のテロ活動は、国家転覆の意図を持った組織的行動であり、内乱に近い性格を持っていたと考えることができるだろう。

だが明治政府が極めて強権的なやり方で反政府勢力を鎮圧したことは、つまり「内戦構造」を武力だけを手段にして克服したことによって、強権的な中央政府によって主導される日本の近代化の道筋が決定づけられることになった。

西南戦争の翌年、大久保利通は暗殺されるが、彼が作った内務省は、強圧的で中央集権的政府の統治体制の象徴として拡大発展していった。莫大な戦費を支払うことになった明治政府は、財政危機に陥り、増税や官営企業払い下げなどの政策をとっていった。その結果として、困窮した農民の小作化と富裕地主層の成長が進行し、低賃金労働者の都市流入と財閥経営の拡大がもたらされた。不平旧士族と困窮農民の問題は、決して建設的な形で解消されたわけではなかった。富国強兵・殖産興業を唱えて軍国主義・内務省主導の中央集権体制を整える明治新政府の下、新興財閥・大地主層が政治権力と結びつき、強圧的な政治体制を完成させていく中で、政治的・経済的不満が抑え込まれていったのである。

日本における「第一の紛争後平和構築」は、徴兵制で成立した政府軍の内戦における軍事的勝利、内務省主導の中央集権的政府の強権的支配、経済的特権層の経済的支配構造の確立、などの事象をへて、急速かつ体系的に進展する近代化を通じて、政治的・経済的不満を抑え込むというプロセスへと帰結した。その後長く続く「内的平和」をもたらした日本の「第一の紛争後平和構築」は、最高度に近い強権的な方法で、遂行されたのであった。

当時の日本が経験した「内戦構造の克服」は、現代の国際社会が紛争後国で通常採用する方策とは、大きく異なる性格を持っていた。当時の日本には国連等の国際機関などによる平和維持活動や開発援助支援などは全く存在しなかったのであるから、そのこと自体は驚くべきことではないだろう。ただし注意すべきなのは、19世紀日本の「内戦構造」が、その政治的・経済的矛盾の本質的性格において、発展途上国で多発する現代世界の武力紛争の構造と、相通ずるところがあったとも言えるだろう点である。

今日の国際社会主導の紛争後平和構築では、国連が主導する場合であれ、二国間援助が中心の場合であれ、西洋民主主義工業先進国（出身者）が主要なドナー（支援従事者）となるのが通常であるため、自由民主主義的な価値観が基

調とされるのが一般的である⁷。他方において、国際社会主導の援助体制に警戒的な諸国においては、強圧的な政治体制がとられている場合が少なくない。平和構築の文脈を離れても、そもそもたとえば第二次世界大戦後の東アジア諸国の経済発展が「開発独裁」とさえ言われた政治体制と結びついたものであったことは、よく知られている。紛争後社会あるいは国内に紛争要因を抱え込んだ新興独立国が、強権的な政治体制で安定的で統一的な国家運営を図りたいと考えるのは、極めて頻繁に見られる現象なのである。

こうした意味において、明治期以降の日本の歴史は、それ自体の歴史の「プロセス」の評価において、そしてさらに度重なる戦争の惨禍に至ってしまったというその後の歴史から見た際の「結果」の評価において、多くの示唆を持つと考えることができる。

1-3 外的平和の相対化

西南戦争後の日本が達成した強権的体制の上に成り立つ「内的平和」は、明治後期からはあからさまな対外的な膨張主義へと展開し、帝国主義の時代を用意した。より具体的には、19世紀末の日清戦争以降の時代に、日本の対外的好戦主義が明白となった。しかしもちろんそれは偶然による展開ではない。明治政府は当初から、「内的平和」の達成を、「外的平和」を犠牲にすることも厭わない体制で作り上げようとしていた。そのことは明治期の最大の政治的論争として歴史に記録される1873年「征韓論」の際の対立軸に反映されていた。西郷隆盛や板垣退助といった、下野して明治政府と対決することになる者たちは、戊辰戦争時の若き志士たち、いわゆる「兵隊」たちの鬱屈したエネルギーの発散も視野に入れて、朝鮮に対する積極的な行動を主張した。他方、明治政府の実権を握り続けることになる「岩倉使節団」の構成員であった大久保利通・岩倉具視・木戸孝允らは、国力の充実を最優先させて征韓論を退けた。

時に「遣韓論」とも呼ばれる西郷の立場は、朝鮮との国交正常化であったと

⁷ See Roland Paris, *At War's End: Building Peace After Civil Conflict* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004).

言われることもあり⁸、必ずしも単純な武力征伐論であったかどうかは定かではない。しかしいずれにせよ西郷らは、「外交交際」について「信義を誤り礼節を失うべからず」としながらも、「戦の一字を恐れ」てしまつては、「却つて和議破れて彼の制を受るに至る」という信念を持っていた⁹。西郷は、士族層の「兵隊」の価値観を体現した、精神主義者であった。

他方、大陸への進出は国力の充実の後でなければならず、時期尚早であるという立場をとった大久保らは、より物質的な面での国力の充実を重視していた。その背景には、日本の地位の確立をアジアにおける関係性においてではなく、欧米諸国からの認知によって定めようとする「脱亜入欧」の考え方があった。

当時の明治政府が採用しようとしていたのは、欧米諸国が作り上げた「万国公法(Law of Nations)」に依拠した国際秩序観であり、その秩序の中に日本が正式な主権国家として参入させることこそが一大目標であった。中華思想に基づく「華夷秩序」は、あえて正面から崩すべきものではなく、単に無視して軽視すべきものだった。明治初期の日本においては、まず欧米諸国から一つの主権国家としての認知を受けることが目標であり、自らの士族的価値観に基づいた矜持を見せることは、目標にはなりえなかった。井上馨が述べた「富国而して強兵」という考え方は、いわば「主権国家而して強国」とでも表現できるような考え方に通じていた。

後の対外的膨張主義・帝国主義は、まさに「万国公法」の秩序に則り、欧米諸国と対等の主権国家として認知されるようになった後に、力と力がせめぎあう国際政治の大国間の権力闘争に参入していく過程において起こった¹⁰。主権国家として成立したところで、アジア諸国に対しては主権国家以下の扱いで領土的拡張主義の対象地域とみなし、欧米主権国家に対しては領域的拡張を牽制しあう競争相手とみなした。当時の欧米諸国が形成していた「万国公法」の秩序つまり権力政治の場としての国際社会に参入するためには、主権国家としての統一性の基盤となる「内的平和」は絶対条件だった。その一方において、「外的平和」は、決して条件でも、目標でもなかった。

⁸ 毛利敏彦『明治六年政変』（中公新書、1980年）、参照。

⁹ 坂本多加雄『明治国家の建設 1871-1890：日本の近代2』（中央公論社、1999年）、174-175頁、参照。

¹⁰ 坂本多加雄『明治国家の建設』、135-148頁、参照。

もちろん外的平和の軽視は、欧米諸国にもあてはまる。事実、欧州における19世紀後半の比較的安定した時代は、第一次世界大戦の勃発によって、一瞬にして瓦解することになる。しかし主権国家間の権力闘争の場としての国際社会にあって、当時の欧州においてバランス・オブ・パワーという平和維持機能を期待されたある種の「制度」が意識化されていたことは事実である¹¹。また、当時の西半球世界においては、合衆国の卓越を前提にしたモンロー・ドクトリンが標榜するある種の「制度」が意識化されていた¹²。したがって権力闘争としての国際政治においても、欧州や西半球地域の中には、ある種の秩序維持機能を発揮する原理というものが存在していた。しかし日本が他のアジア諸国に先立って「主権国家」化していく過程においては、地域内での主権国家間関係というものは、形成されなかった。いわば日本だけが率先して「万国公法」秩序の構成員である「主権国家」へと変質していったのである。結果として、日本が「万国公法」の秩序観にもとづいてアジアの「華夷秩序」に挑戦していく過程においては、地域内の秩序維持機能は単に失われていった。そして日本の帝国主義的膨張だけが残されたのである。

かつて不平士族や困窮農民によって引き起こされた反政府運動は、明治後半には自由民権運動として、そしてその後は大正デモクラシーや労働運動や共産主義運動といった動きに引き継がれていった。しかし明治政府の「内的平和」化の成功は、むしろ飛躍的な工業化による産業従事者の増大と、強烈な国民意識という後ろ盾を得ることによって、強化されていくことになった。明治政府が「内戦」構造を克服する過程で導入したのは、土族的な倫理観に依拠するのではなく、天皇制を中心とする国家主義のイデオロギーに依拠した、強固な中央集権体制を持つ主権国家体制であった。その結果、かつては「藩」によって政治的・文化的に分割されていた日本が、急速に画一化されていくことになった。日本は天皇制を「国体」とするイデオロギーを強化し続け、後に「超国家

¹¹ 篠田英朗『『国際法学の国内モデル思考』批判の射程：その可能性と限界』、中川淳司・寺谷広司（編）『大沼保昭先生記念論文集：国際法学の地平：歴史、理論、実証』（東信堂、2008年）、87-106頁、参照。

¹² 篠田英朗「重層的な国際秩序観における法と力：『モンロー・ドクトリン』の思想的伝統の再検討」、大沼保昭（編）『国際社会における法と力』（日本評論社、2008年）、231-274頁、参照。

主義」と呼ばれる極端な全体主義国家によって、主権国家としての「内的平和」を完成させていったのである¹³。

「超国家主義」に依拠する「内的平和」を持つ主権国家・日本は、1894年の「日清戦争」や1904年の「日露戦争」を通じて、権力政治の世界に本格的に参入し、韓国を併合し（1910年）、満州にも侵攻し（1930年）、「外的平和」を一層見失っていく。「超国家主義」が生み出したものは、たとえば日露戦争終結時の「ポーツマス講和条約」（1905年）締結にあたって起こった、「日比谷焼き打ち事件」のような騒乱に、如実に見る事ができる。日比谷公園に集まった三万人にもものぼる民衆は、賠償金もなく、南樺太の領土割譲以外に見るべき成果のない条約を締結した政府を非難する大会を開き、講和条約破棄と戦争続行を決議したのであった。こうして「超国家主義」を標榜する主権国家・日本がもたらしたのは、「外的平和」の喪失によって生じた、第二次世界大戦終結時までの300万人の日本人の犠牲者と、それを上回る数の外国人の死であった。

ここで確認しておくべきなのは、強権的な体制構築によって「第一の紛争後平和構築」を成し遂げた明治期の日本は、決して国際的な標準から完全に逸脱していたわけではなかったという点であろう。むしろ日本の政策は、アジア的な秩序にしたがって行動するのではなく、欧米諸国が依拠する「万国公法」の国際秩序にしたがって行動するという方向性によって、特徴づけられていた。もちろん当時の欧米諸国においても大きな力を持っていた自由民主主義的な思潮は、日本において開花することはなかった。しかし少なくとも国際関係において日本が目標としたのは、「万国公法」の国際秩序に正式な構成員として参入することであった。そのことは、日本の「外的平和」の軽視と矛盾しているわけではない。実際に19世紀「万国公法」の国際秩序は、第一次世界大戦を防ぐことはできず、19世紀国際秩序の信奉者に巨大な衝撃を与えた。つまり日本が前提とした国際秩序自体が、決して「外的平和」を保障するものではなかったのである。

日本も主要国として参加して両大戦間期に構築された「ベルサイユ体制」は、第二次世界大戦という惨禍をわずか二十年のうちにもたらした。欧州でナチス

¹³ 「超国家主義」については、丸山真男「超国家主義の論理と心理」『現代政治の思想と行動』増補版（未来社、1964年）、参照。

ドイツが引き起こした戦争は基本的に欧州内における「ベルサイユ体制」の限界露呈によって引き起こされたものである。その意味で日本における「超国家主義」の暴走は、世界大の国際秩序情勢と密接に結びついた20世紀前半に特徴的な現象であった。日本が達成することができなかった「外的平和」も含めたより総合的な平和は、国際秩序全体の再構築と連動する形で、成し遂げられるべきものだった。

2. 第二の紛争後平和構築と「外的平和」

2-1 新しい「平和構築」

日本の天皇制「超国家主義」は、膨張主義を強めた結果、太平洋上で米国・英国の権益とぶつかった。「内戦」構造を克服し、統一近代国家を作るために鼓舞された国家主義は、やがて自制がきかなくなると対外的膨張主義に陥り、第二次世界大戦時の「15年戦争」または「大東亜戦争」に行き着いたのであった。

占領軍によって劇的な改変をともなった日本の占領統治は、比較的平穏に行われえた。天皇制維持と反共のイデオロギーが持つ治安維持上の効果を強調して、占領軍との協力関係を築く吉田茂首相のような保守派勢力もあった。戦後すぐに大規模な労働運動を組織した左翼勢力は、民主主義をもたらす宣教師的な占領軍の役割を認め、戦前の権威主義的体制を作り変えることを支持した。いずれにせよ決定的に重要だったのは、国民の圧倒的多数が、日本を民主的な平和国家として生まれ変わらせるという方向について、支持を与えていたと言える点だろう¹⁴。占領統治を指揮したダグラス・マッカーサーは、戦争に倦み疲れて平和を望んでいた大衆の人心をつかむ政策をとっていったのである。

終戦後の荒廃と混乱の中を生きなければならなかったほとんどの日本人の心

¹⁴ 当時の日本人の心理を描き出したものとしては、ジョン・ダワー（三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳）『敗北を抱きしめて—第二次世界大戦後の日本人—（上・下）』（岩波書店、2001年）が秀でていいる。

の中には、戦前の政策に失敗があったという理解が自然な感情として広く共有されていた。戦争の被害と終戦後の極度の食糧不足などの国民の苦境の責任は、政策決定を行った指導者にあるとの感覚が生まれていた。また国内社会における全体主義的な統制だけではなく、軍隊において蔓延していた上官による下士官への抑圧的な行為は、戦中から国民の間に「超国家主義」の欺瞞を肌で感じ取らせていた。したがって不満は占領軍に対してではなく、むしろ旧体制の担い手たちに向けられることが多かった。その程度に差異はあっても、戦前の日本の近代化のあり方に問題があったということについては、広範な理解が共有されたのである。つまり「失敗」の反省のもとに国家を作り直す、という問題関心が、非常に自然に多くの日本人に共有されていたのである。

多くの日本人は終戦後にある種の「虚脱」状態に陥り¹⁵、復讐よりも、安定的な平和の確保を優先的に求めた。占領軍は、こうした国民の心情に訴えるべく、戦前の指導者層が戦争被害の加害者であるとの意識を高める政策をとった。そして戦争終結の判断を下した天皇を平和主義者として演出することによって、指導者層と国民および天皇の分断を基本構図とするいわゆる「くさび戦術」を追求した。戦前の体制を清算しつつ、新しい天皇制の下で安定した国内社会の民主化に努めていけば、必ず日本は平和国家として甦ることができるとの希望を人々に与えていくことを目指したのであった。

日本は第二次世界大戦後、事実上アメリカ一国の単独占領統治下に入った¹⁶。政府機構は継続するという「間接統治」方法がとられたが¹⁷、政策の方針は連合軍総司令部（GHQ）またはアメリカ本国政府が決めていた。当時のアメリカの占領政策の大きな目的は、日本を「平和国家化」することであった。そのために諸制度改革を実行し、非軍事化・民主化を促すことが必要だと考えられた¹⁸。

¹⁵ 同上（上）、第3章。

¹⁶ 広島（8月6日）・長崎（8月9日）の原爆投下に衝撃を受けつつ、昭和天皇は8月15日に無条件降伏を表明しました。ヨーロッパでの戦争が終了したことを受けて、7月末からはソ連軍が日本の北方の諸島から侵攻を始めていましたが、北海道に到達する前に対日戦も終了したため、アメリカは単独占領を実施することを決めたのでした。

¹⁷ 間接統治が導入されたのは、日本の無条件降伏が予想よりも早く表明され、直接統治による占領の準備が間に合わない（それよりも早期に単独占領の形を作るべきだ）と米政府が判断したからだと言われます。

¹⁸ 国務・陸・海軍三省調整委員会(State-War-Navy Coordinating Committee)「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」(SWNCC150/4)、米国統合参謀本部指令「初期の基本的指令」

経済復興は、占領政策の当初の目的ではなかった。

第二次世界大戦後の日本の歴史は、新しい日本の「平和構築」の歴史である。それは、過去の失敗の反省をもとにして、全く新しい前提で始められた日本という国家の再形成の中で、進められた「平和構築」である。この本稿が「第二の紛争後平和構築」と呼ぶ過程は、確かに内戦後に進められた平和構築ではない。国家間戦争における「無条件降伏」が、「占領統治」という形をもたらしたことによって開始された平和構築であり、その意味で歴史的には非常に特異な性格を持っている。しかし内戦の文脈とまったく切り離されて遂行された平和構築だと見ることは、必ずしも正しくない。なぜなら明治期の「第一の平和構築」は内戦構造の克服の過程で進展したものであり、しかもその成果は非常にいびつな社会構造を日本社会に残しており、それが「第二の紛争後平和構築」において大きな課題だったからである。「第二の紛争後平和構築」は、「第一の紛争後平和構築」の結末を前提とし、それを引き継ぎながら修正を加えていくという形で遂行された。両者の連関性を否定することはできず、その意味で第二次世界大戦後の日本の平和構築を、内戦構造の克服という課題とまったく無関係なものとして見るのは、必ずしも適切ではないのである。

確かに「無条件降伏」にともなう連合国の占領政策は、当時の日本の「平和構築」に特異な性格を与えた。しかし現代世界の紛争後社会における平和構築においても、国連のみならず特定国が占領暫定統治を行うことによって始まる場合もある。戦争に介入した特定国家の巨大な影響力を前提に平和構築が進められることもある。むしろ当該国内で影響力を持つ国際機関・外国政府（要員）の数を比較すれば、第二次世界大戦後の日本が際立って特異であった断定することは必ずしも簡単ではないかもしれない。

本稿が重要視するのは、いずれにせよ第二次世界大戦後の日本が、「平和化」という目的にしたがって、再構築されたという点である。これは、マッカーサーが率いるGHQのみならず、日本側で政策を担当した多くの者が共有した目的

(JCS1380/15)、参照。「初期の対日方針」によれば、米国の「究極の目的」は、「日本国が再び米国の脅威となり、また世界の平和と安全の脅威となることのないよう保障する」「他国家の権利を尊重し、国際連合憲章の理想と原則に示された米国の目的を支持する、平和的にして責任ある政府の究極的樹立を実現する」ことであった。歴史学研究会（編）『日本同時代史1』（青木書店、1990年）、参照。

であった。あらゆる政策が「日本を平和国家化する」という一大目的にしたがって体系化されていたという点において、第二次世界大戦後の日本の歴史に「紛争後平和構築」を見ることは、的外れなことではないのである。

より特徴的なのは、この「第二の紛争後平和構築」が、「第一の紛争後平和構築」の陥穽の認識から始まり、その改革という政策的見取り図の中で、進められたということである。それは「内的平和」を達成した日本が見落とした「外的平和」を達成するための「平和構築」であった。そのために行われたのは、第一に、「外的平和」の不安定要因となる対外的関係の整備であった。そして第二に、たとえ「内的平和」は保っていたとしても「外的平和」は保てなかったという意味で限界を抱えていた日本社会のあり方を改革していくことであった。

2-2 外交政策の改革

日本に欠けていた「外的平和」を達成するための必須要件は、対外的関係の整備である。明治期から日本の拡張政策は、欧米の帝国主義諸国に対抗する中で発生し、推進された。当時の「万国公法」の国際秩序は、帝国主義諸国による秩序に他ならなかった。その認識は、第一次世界大戦後の国際連盟の設立によっても変わることはなかった。

日本が米国による占領統治政策に依拠する外交政策を採用した背景に、第二次世界大戦が最終的には太平洋における覇権をめぐる太平洋の対岸に位置する大国・アメリカ合衆国と衝突したという歴史認識があったことは否めないだろう。日本は同じ「海洋国家」の盟主である米国と同盟関係を結ぶことによって、しかも自らを劣位に置く同盟関係を結ぶことによって、その後半世紀以上にわたる太平洋地域の安定を確立することに成功した¹⁹。

¹⁹ 「海洋国家」「大陸国家」は地政学における基本概念である。この点に着目した地政学的見解によれば、日英同盟および日米同盟の時代の日本の対外政策が非常に安定したものだということになる。地政学的観点からの日米同盟の意義は、冷戦時代後期に数多く論じられた。たとえば、曾村保信『地政学入門：外交戦略の政治学』（中公新書、1984年）；河野収『日本地政学：環太平洋地域の生きる道（原書房、1983年）；岡崎久彦『戦略的思考とは何か』（中央公論新社、1983年）。

今日の紛争後平和構築においても、しばしば「地域的アプローチ」といった表現で、複数の国家にまたがる問題が議論されたりする。ある一つの国家の内部の問題を扱う場合にも、国際関係の整備は避けて通れない。島国である日本では、歴史的に国境管理問題はそれほど深刻な問題になったことがない。しかしそれでも不安定要因となる対外的関係を整備することは、その後の日本の政策全般を規定し続けるほどに重大な意味を持つものであり、「第二の紛争後平和構築」の一つの支柱をなすものであった。

2-3 憲法秩序の改革

ただし「外的平和」といえども、軍国主義で彩られた国内社会の改革なくしては成し遂げられないというのが、実は占領軍関係者を中心とする当時の政策担当者の基本認識であったと言える。そのためGHQは多くの抜本的な社会改革を主導した。その基盤とも言えるのが、憲法改正を通じた法秩序の改変であった。

特に当初のGHQは比較的リベラルな知識人層に主導された「理想主義的な」政策を日本で実施しようと試みた。その影響で、「戦争放棄」を謳い、「基本的人権の尊重」を基盤とする、新憲法が成立することになった（1946年公布・1947年施行）。ここで天皇は国家元首としての地位を降り、国家の「象徴」であるとされた。天皇制の維持は、それが国内の安定と共産主義への対抗の面において有効であると信じるマッカーサーの指示で、決定されていた。この憲法は主にGHQのアメリカ人によって起草されたものであったが、人々が民主主義の到来を歓迎する中、国民投票で圧倒的に支持され、その後約60年にわたって一度も改正されていない特異な性格を持つ憲法となった。またこの憲法の制定によって、民法や刑法をはじめとする多くの法律が改正を迫られ、日本の法秩序体系は大きな改変を経験することになった。

なお地方自治体法が1947年に公布され、翌年憲法とともに施行されたことも大きな転機であった。これによって戦前には中央政府官僚の末端機構としてのみ位置づけられていた地方制度は、首長公選制と、独自の条例制定権を柱とする、民主的地方自治制度に転換することになった。

法秩序の改変は、憲法九条に見られるように、より直接的に日本を「平和主義国家」に作り変える意図を持つものであった。だがそれだけでなく、人権規定を憲法秩序の基盤に据えるなどして、自由民主主義的な価値観を日本社会に強固に植え付けようとするものであった。GHQを主導したリベラル派の間には、そのような自由民主主義的な価値観の推進によって、軍国主義の温床となった権威主義的な社会体制が改変され、日本がより「平和的」になるはずだという信念にもとづく、平和構築上の政策配慮も存在していた。言うまでもなく、この信念は、今日の多くの紛争後社会における平和構築においても貫かれている。

2-4 治安部門の改革

「平和国家」樹立に不可欠であるとみなされて即座に実施されたのが、日本帝国軍の武装解除(disarmament)、動員解除(demobilization)を中心とする、「安全保障・治安部門(security sector)」改革であった。21世紀の世界各地の平和構築活動においてはあたかも平和構築の必須アイテムであるかのような認識を得ている「DDR」だが²⁰、基本的には同じ問題意識を持った一連の政策が、第二次世界大戦後の日本においてもとられた。終戦とともに余剰人員となった兵士たちは武装解除・動員解除されるとともに、社会再統合のための事業の対象となった。現代世界の多くの紛争後国の場合とは異なり、日本の無条件降伏と組織化された指揮系統によって、内閣府に設置された「復員庁」の監督の下、「DD」の作業は、迅速かつ徹底的に行われた。ただし戦地から「引き揚げ」た兵士たちの多くが、失業者となって日本国内にあふれかえった。現代世界のほとんどの紛争後国と同様に、除隊兵士たちの社会再統合は困難であった。当時の日本の場合には、都市部の戦災による破壊の度合いが高く産業基盤が壊滅状態にあった一方で、食料供給源ともなっていた農村部が多くの元兵士たちを吸収できたことは幸運であった。

戦前の日本は全体主義的な「超国家主義」に染まっていたとはいえ、民衆が、

²⁰ たとえば、山根達郎「IPSHU研究報告シリーズ研究報告No.37：国際平和活動におけるDDR－平和維持と平和構築との複合的運動に向けて－」（広島大学平和科学研究センター、2006年）、参照。

徴兵された後の帝国軍内部での生活に恐れをなし、国内の抑圧的な公権力に対して不満を持っていたのも確かであった。そのため当初は占領統治に不安を覚えていた日本人たちも、アメリカ軍憲兵に監視されて平和的態度をとる占領軍兵士に次第に心を許すようになり、やがては「今後は米国官憲のみ信頼するに足り日本官憲は無力無用なり」と述べる者さえ現れ始めたほどであった²¹。こうした民主化を歓迎する世論の動向も背景にして、GHQは徹底した改革政策をとることができたのである。

終戦とともに旧帝国軍は解体され、日本は軍隊に関する限り、完全に武装解除され、動員解除された。日本が「警察予備隊(Reserved Police)」という形で再軍備に踏み切るのは、朝鮮戦争が勃発した1950年になってからのことである。日本の主権回復後の1954年に、警察予備隊は「自衛隊(Self Defense Forces)」となって改編された。

警察に関しては、終戦直後にまず「特高」と呼ばれる特別高等（秘密）警察が解体され、拘置されていた政治・思想犯が釈放された。抑圧的体制の根拠となっていた「治安警察法」や「治安維持法」は撤廃された。警察機構のあり方については、GHQ内部では中央集権的で効率の良い警察制度を温存しようとする動きもあったが、マッカーサーは、警察の民主化と分権化を徹底して進めようとしたGHQ民政局を支持した。これによって、国家地方警察3万人、自治体警察9万5千人からなる新しい警察制度が、1947年に作られることになった。そして大久保利通が設立した戦前の中央集権国家・日本の中核的官庁「内務省」は、廃止されることになった。

1946年には軍国主義的傾向の人物を対象とする「公職追放令」も出され、1948年までに戦前の国家体制に関与した約21万人が中央・地方政府機構から追放された²²。公職追放の主要な目的は「超国家主義」のイデオロギーの影響を公的機関から排除することにあった。ただし後にGHQ主導の公職追放の対象者は、共産主義思想を持つ者へと移っていった。

戦争犯罪の処罰は、日本人の精神的な武装解除にとって不可欠なものである

²¹ 歴史学研究会（編）『日本同時代史：敗戦と占領』（青木書店、1990年）、73頁に引用。

²² ただしドイツでは人口が日本よりも少なかったにもかかわらず、112万人のナチ党員が追放された。

と認識された。「極東国際軍事裁判所」が設立され、「人道に対する罪(crimes against humanity)」および他の国際人道法規違反の罪で、東条英機元首相を初めとする28名が裁判にかけられた。この通称「東京裁判」は、「ニュルンベルグ裁判所」に続く、世界史上で第二番目の国際戦争犯罪裁判所(international war crimes tribunals)である²³。絞首刑7人、終身刑16人、をはじめとして、精神異常とされた1名を除く全員に有罪宣告が出された。

DDR、警察改革、戦争犯罪法廷などは、今日の紛争後平和構築において非常に数多く見られる政策課題である。日本は占領下にあったため、極めて徹底した改革が採用されたことが、一つの特色であろう。しかし決して質的に異なる改革が遂行されたということではなく、むしろ第二次世界大戦後の日本の事例と、今日の紛争後平和構築の事例との間の親和性が最も高いのが、治安部門改革であったと言うことは可能だろう。

2-5 経済体制改革

GHQが経済分野で取り組んだのは、「独占禁止」政策にもとづく財閥解体であった。それは、金融・産業・商業を支配して、政府に影響力を行使した財閥こそが、全体主義国家の特殊な「戦争潜在力」になっているという認識に起因する政策であったと言える。まず四大財閥それぞれの持株会社が解体され、持株の所有を分散させられた。従業員などに売却された株式の総資産は、当時の日本の払込資本金の42%に相当していた。そして財閥経営の母体となっていた「財閥家族」10家族を解体し、さらには1947年の「独占禁止法」と「過度経済力集中排除法」によって財閥系の大企業325社の解体が目指された。

ただし「過度経済力集中排除法」については、「日本を反共の砦にする」ことを企図していたアメリカ本国の保守派層が、企業独占体の解体はやりすぎだと反発した。そこで適用範囲は大幅に緩和されて18社となり、実際に分割されたのは11社にとどまった。このとき結果として銀行が「集中排除」の対象から

²³ ニュルンベルグ裁判と比したときの東京裁判の特徴は、「国際裁判所」であったにもかかわらず、実態は占領統治を主導するアメリカの決定的な影響下に置かれていたことであろう。

除外された。1946年には戦後のインフレーションを抑制するために「金融緊急措置令」を出して、預金引き出し制限と強制預金という急進的な手法がとられた。これは銀行資本を増加させて銀行の信用力を回復させ、銀行をその後の日本経済の中枢に位置づける効果を持った。こうして各銀行を中心とする企業グループ「独占体」が「自由競争」を行うという、日本型の「法人資本主義」の道筋がつけられることになった。

「財閥解体」は、家族による財閥支配は解体したが、大衆投資家による所有を確立しなかったため、法人による企業所有にもとづく資本主義の形態を作り上げた。これが後に「高度経済成長」を実現した日本に特徴的な資本主義経済システムの基盤となったわけである。ただし財閥解体の政策的意図は、日本の経済成長におかれていたというわけではない。むしろ財閥という経済的利益の集中が、安易な経済権益を目指した対外的行動を促してしまうことや、労働者の搾取を招いて対外的侵略行為の構図を再生産してしまうことが、日本を平和主義国家にするという目標からすれば、懸念材料なのであった。経済体制改革は、経済的目的にしたがって導入されたのではなく、むしろ「日本を平和国家化する」という高次の政策目標にしたがって実施されたと言いうことができるのである²⁴。

2-6 労働改革

労働者の権利保護は、GHQが日本の民主化にとって不可欠であると考えた分野であった。GHQは、日本帝国による侵略行為の経済的原因は、世界市場における不当な競争力、いわゆる「ソーシャル・ダンピング」にあると考えていた。つまり労働者を搾取して経済的利益を得る社会構造が、さらなる搾取を求めた対外的な膨張の誘引材料になるのだと考えたのである。そこで労働者の権利保護と組合活動の積極的育成によって、「正当な資本主義」を作り出し、それに

²⁴ 1946年に来日した米国政府調査団は、次のように報告していた。「日本の財閥は日本の近代史の全体にわたって金融産業、商業のみならず、政府まで支配した人々からなる家族としても会社組織としても堅く結束した比較的小さい集団である。彼らは日本における最大の戦争潜在力である。あらゆる日本の征服と侵略を可能ならしめたのは彼らであった。」歴史学研究会（編）『日本同時代史1：敗戦と占領』、186頁に引用。

よって侵略的行為も抑制しようとした²⁵。

こうした考え方を受けて、1945年に「労働組合法」が作られ、労働者に「団結権」、「団体交渉権」、「争議権」が保障されることになった。さらに1946年には「労働関係調整法」が、敵対する労使関係を前提にした調停の制度（労働委員会）を設置した。1947年には「労働基準法」が成立し、戦前の劣悪な労働基準改善のための方策が実現し²⁶、女子労働者保護の規定も盛り込まれた。この「労働三法」にもとづいて、監督省庁として労働省が初めて設立された。

終戦直後の日本は、大量の復員引揚者と軍・軍需産業の解体で、約1300万人の「潜在的失業者」を抱え込んでいた²⁷。こうした情勢の中で、自己の生活をろうとする労働者は、労働組合の結成に走った。1945年の労働者組織率は3.2%だったが、その後の3年間で55.8%にまで伸びた。ただし頻発するストライキや「冷戦」時代の到来を受けて、GHQの政策は転換する。まず1948年には官公労働者のストが禁じられ、1949年に労働組合法の改正も行われ、労働組合運動の抑制化が図られることになった。

このように冷戦勃発後は共産主義の勢力浸透の要因になるとみなされた労働者運動を促進する改革が、占領統治の当初に自由民主主義的改革の一部として導入されていた。そもそも労働者運動は、単純にそれ自体として有意義だとみなされて促進されたわけではない。国内社会で常態化している労働者の搾取構造が、国外で外国人を搾取して経済的利益をあげる政策と密接に結びついていると認識されたがゆえに、「日本を平和国家化する」という目標にしたがって、労働改革が導入されたのである。

2-7 農地改革

戦後の日本の食環境は劣悪であり、政府は配給制を導入していたが機能せず、闇市場における主食の米の値段は、労働者の給料では手の届かないものであつ

²⁵ 歴史学研究会（編）『日本同時代史：敗戦と占領』、192頁、参照。

²⁶ 一日8時間労働（週48時間労働）規定に加えて、「現物支給制」の廃止、炭鉱や土木作業における「タコ部屋」の廃止、労働ボスによる「ピンハネ」の廃止などが定められた。

²⁷ 1947年の国勢調査によれば、当時の日本の総人口は約7800万人であった。なお「潜在的失業者」のうち、約700万人は農村部に吸収されると推計された。

た²⁸。こうした状況を受けて日本政府は「農地改革」に乗り出した。その方法は、「自作農創設」と「小作料金納化」であった。しかし日本政府主導で始まった「第一次農地改革」は不十分なものだったので、GHQが「第二次農地改革」を実行することになった。

1946年の「自作農創設特別措置法」と「農地調整法改正法律」によって、「不在地主」の土地は全て国家が直接買収し、在村地主の保有は一「町歩」のみ認められることになった。自作地の所有限度は三「町歩」とされた²⁹。これによって全小作地の80%が、二年間で「解放」されることになった。また小作料は低額金納化され、契約文書化されることとなった。この農地改革の結果、残存小作地はわずか9%になり、日本の農家の大部分は自作農または自小作農になった。また当初最高25%とされていた小作料率は、すぐに定額固定化されたため、米価の高騰とともに地主の取り分は低下し続けた。戦前に5割近くを占めていた小作料は、1947年には2%にまで低下した。農地の買収価格ですらも、激しいインフレの中で、ほとんど価値のないものとなったため、日本の農村を支配していた大地主は没落していった。

農地改革は、自作農の生産力の向上をもたらし、農民に労働の成果を享受させる仕組みを作った。政府の税収に占める農業部門の割合は、1945年の8%から、1947年の32%に急上昇した。この農地改革は、その後の日本の高度経済成長の一つの基礎を作った。だが実は農地改革が生み出した「戦後自作農体制」は、零細土地所有と零細農耕を存続させる効果も持っていた。高度経済成長以降の日本の農業の国際競争力が問われる時代に、構造的な低生産力が大きな問題とされるようになったのは、そのためである。

GHQによる改革の主眼は農地所有関係の変革であり、経営規模の拡大を含めた生産力増強は主要な関心ではなかった。GHQの政治的意図は、地主階級を破壊して戦前の国家体制を支えた経済構造を転換させつつ、自作農を増やして共産主義に対抗することにあつた。実際に日本の農村部は、戦後一貫して政治的には保守政党の強力な支持基盤として行動した。農地改革は、安定した戦後政

²⁸ 終戦直後の日本人一人当たりの平均栄養摂取量は 1793 カロリーだったが、配給のみによるカロリー量は、1150 カロリーに過ぎなかった。

²⁹ いずれも北海道の場合には制限が緩和された。

治体制の大きな要因であったと言える。

政治的な動機で財閥解体が行われたように、農地改革も、政治的な動機で行われた。地主階級が日本の権力階層を構成しているとの認識の下、「農業改革」ではなく、「農地改革」が遂行されたのであった³⁰。農地改革もまた、平和構築の観点から求められる社会体制改革の一環なのであった。

2-8 教育改革

GHQは、日本を平和国家にするためには、戦前の皇国史観・軍国主義教育を否定する教育制度を作り出し、社会を担う若年層に自由主義・民主主義を信奉させるための教育を行う必要があると考えた。終戦後の国家神道教育を一掃する動きの中で、教員の自発退職は11万人、強制退職も5千人に及んだ。1946年の第一次米国教育使節団報告書は、新たな教育の目標は、「人間として必要な知識を備え自由な探求精神をもった市民を育てることに置くべきだ」と唱えた。教育勅語は否定され、新しい理念にもとづく教育基本法が1947年に制定された。制度的にも、アメリカにならって、6・3・3・4制が導入された。ただし主権回復後の時期には、理念における民主主義信奉は維持されたものの、「わが国の実情に即しないと思われるもの」を是正しようとする動きも起こった。

教育改革の本旨は、しかし決して一方的に西洋的価値観を導入することではなかっただろう。戦前の日本が超国家主義のイデオロギーによって突き動かされて破滅の道を行って行った反省に基づき、「日本の平和国家化」のためには日本人の精神を改革する必要があるという認識から、教育改革が推進されたとみるべきであろう。

今日の紛争後平和構築では、教育改革は必ずしも大きな議題とはみなされない。もちろん教育支援自体は、開発援助の枠組みなどで遂行されている。しかし教育による平和への具体的な貢献の道筋を辿ることができないため、平和構築の見取り図の中に組み込むことができないのである。日本の教育改革の事例は、紛争後国などで教育の果たすべき役割について検討する際に、有意義な視

³⁰ 歴史学研究会（編）『日本同時代史：敗戦と占領』、200頁。

点を与えてくれるものかもしれない。

2-9 経済成長へ

GHQの占領政策の主眼は、日本を平和国家として生まれ変わらせることにあつたため、経済復興は必ずしも中心的な議題ではなかつた。むしろ占領軍が日本の経済復興に責任を負わず、経済的苦境は戦争を開始した日本人が背負うべき負担であるとの認識があつた。しかしアメリカ国内における反共意識の高まりと、膨大な対日占領費用への反発から、次第に「改革から経済復興へ」が対日政策の主眼とされるようになっていった。日本経済を発展させることが、共産主義の浸透を防ぎ、自立して安定した国家の維持には不可欠であると考えられたためである。

本国政府の指令にもとづいて、GHQは1948年末に「経済安定九原則」を発表し³¹、翌年に来日したジョセフ・ドッジの名をとった「ドッジ・ライン」で知られる経済政策が、吉田内閣とともに遂行された³²。そして超緊縮予算、社会福祉・教育予算の削減、中小企業の倒産、農産物価格の下落、国家公務員の大量解雇、労働組合の弱体化が、推し進められ、進行していった。

それまで日本政府は「復興金融公庫」を設立して、融資を石炭・鉄鋼など重点産業に「傾斜」させることによって復興を果たすという経済政策をとっていた。当時高騰していた食糧など消費財に比して価格が低かつた生産財の供給を促すために、「価格差補給金」も導入した。輸入総額の7~8割を占めていたアメリカの対日援助輸入物資も、重工業などの重点産業に集中配分した。しかし復興金融公庫は、「ドッジ・ライン」の導入によって、1949年で新規貸出業務の停止に追い込まれた。代って「米国対日援助見返資金特別会計」が新設され、

³¹ 単一為替レートの早期設定を目標として、総合予算の均衡、徴税の促進強化、信用拡張の制限、賃金の安定、物価統制の強化、外国為替統制の強化、輸出増進のための資材割当配給制度改善、重要国産原料・製品の増産、食糧集荷の促進、の九項目が指示された。この狙いは、インフレを抑制して「通貨安定」を図り、それによって日本経済を復興させることであつた。円は、1949年に、やや円安の360円で固定された。

³² 来日時のドッジの発言によれば、「日本経済は、米国の援助と、国内的な補助金という二つの足の竹馬に乗って歩いているようなものであり、竹足が高くなりすぎるとやがて転んで首を折る。」

対日援助物資の円売上代金の積み立て運用が始まったが、当初は全てが債務の返済にあてられた。安定的な税収確保のために「シャープ使節団」が来日し、国税では個人・法人に対する所得税、地方税では不動産税・住民税を主体にする「直接税中心主義」が勧告され、その後の日本の税制度の基本的姿が決められることになった。

ドッジ・ラインによって、民間企業の「合理化」が押し進められ、人員整理によって失業者が増大した³³。この危機を乗り越えさせたのは、1950年に勃発した朝鮮戦争特需であった。ドッジ・ラインによって促された近代化・合理化の波は、戦前からの旧式な設備の再稼動をやめさせ、設備を一新させる動きをもたらした。1951年には復興金融金庫に代るものとして「日本開発銀行」が設立され、電力・海運・鉄鋼・石炭の「重要産業」に重点的な財政資金が投入され、設備近代化に拍車をかけた。また1951年の租税特別措置法改正によって導入された「特別償却制度」は、日本経済再建に資するものとして指定された特定の機械設備や船舶の償却額を増額させるものであった。1952年の「企業合理化促進法」も、近代化機械設備等や、試験研究設備等について、特別の償却を認めるものであった。また1951年には、関税定率法改正によって重要機械類の輸入免税措置もとられた。

このような一連の流れの結果、日本では中小企業の数が増えたと同時に、大企業と結びつく組織化も進んだ。そして1949年に「国民金融公庫法」、1951年に「相互銀行法」、1953年に「中小企業金融公庫法」が公布され、中小企業に対する機能的に分化した融資システムが作られていった。なおこの頃の労働力のうちの3分の2が、戦後新たに職に就いた者たちであった。

当初リベラルであったGHQの方針は、国際社会におけるアメリカとソ連、自由主義陣営と共産主義陣営との対立が先鋭化するにつれて、転換されていった。1950年にソ連と中国の支援を受けた北朝鮮が、韓国に軍事侵攻を始めると、アメリカを中心とする国連軍は軍事介入し、東アジアでも「冷戦」が本格化した。GHQを率いていたダグラス・マッカーサーは、国連軍も指揮することになった。日本の占領政策は、日本をアメリカの同盟国である自由主義陣営の一員

³³ 政府統計による完全失業者数は、1948年9月の15万人から、1949年9月には46万人にまで増えました。

とすることに最大の主眼が置かれるようになり、「レッド・ページ」と呼ばれる共産主義者の公職追放や、反共的な旧体制勢力の復権が推進されるようになった。

朝鮮戦争は、戦後の苦境にあえぐ日本に特需をもたらしたものであった。それまで回復のきっかけをつかめていなかった日本の各産業は、「兵站基地」としてフル稼働することによって奇跡的な回復を実現し、その後の「高度経済成長」時代へと続く基盤を作り出した。

「間接統治」によって存続した日本政府では、混乱期を経て、アメリカの占領政策が転換される頃には、親英米派とも言われた吉田茂が、占領軍の信頼も得て、国会で単独絶対多数を占めて首相を務めるようになっていた。吉田が実現した1951年の「サンフランシスコ講和条約」（1952年発効）は、社会主義陣営との講和を見送って締結されたため、反政府的立場の者からは「単独講和」と呼ばれるようなものであったが、吉田は、主権回復後も親米・保守路線をとり続けて、その後の日本の外政・内政の基本的方向性を定めた。その後の日本では、親米的な与党政府（保守派層・企業経営層）と、反米的なの野党勢力（進歩派層・労働組合層）との勢力が、逆転することなく、対立する構造が続いていくことになる。

保守派勢力は、安定的な外交政策を維持し、経済発展を中心とする内政に没頭する環境を作り出すことに成功した。保守党である自由民主党は、経済界の支持を維持しつつ、農村部の利益も代弁することによって、一貫して政権を担当し、日本の戦後復興・経済発展を主導した。1960年に日米安全保障条約改訂を成し遂げた岸信介から政権を譲られた池田勇人は、「所得倍增計画」を打ち上げて、国民の関心を私生活の充実と直結した経済成長へと向けさせていった。

進歩派勢力の側は、国会で多数派を形成できなかったものの、たびたび大規模な反政府行動を起こしていった。特にサンフランシスコ講和条約時に結ばれた「日米安全保障条約」が1960年に改訂された際には、大規模な反対デモが起こった。都市部を中心とした大衆運動は、やがてベトナム反戦運動をへて、さらに1960年代末の学園闘争に発展していった。しかし1970年代になる頃には、運動は過激化した上に、セクト化して分裂し、相互・内部抗争も絶えなくなったことから、次第に一般大衆の支持を失っていくことになった。

第二次世界大戦後の軍事占領体制下での諸改革の時代から、冷戦体制下で作られた内政面と外政面での安定化の構造が作られる段階にかけては、様々な形での反政府運動や社会的騒乱が起こった。しかし1970年代以降に、日本は大きな社会変動を経験することもなく、保守党の長期政権を前提にした安定化の時代に入った。戦後復興が作り出した「平和国家」日本は、紆余曲折をへながら、戦後30年程度を経過して、ようやくある1つの枠組みの中で定着していったのだと考えることができる。

第二次世界大戦後の「平和国家」日本の姿は、戦前の経験を反面教師にしたものだったが、戦前の近代化の遺産を前提にしたものでもあった。つまり軍国主義路線は放棄された一方で、近代化によって作り出された強力な中央集権国家機構は、戦後においても十二分に活かされた。

内戦構造の克服という課題に直面した明治期の近代化路線から続いた日本の平和構築の過程は、無条件降伏にともなう「平和国家」への転換という断絶を見せながらも、さらに新しい状態での安定を見せた。日本の歴史は、現代世界の平和構築の多くの事例とは異なったものだろう。しかし近代国家樹立を通じて、平和構築を推進していくという大きな方向性自体は、多くの事例との共通性を持つ問題であったと言えるだろう。

おわりに

本稿は、実験的な視点で、日本の歴史を「紛争後平和構築」の観点から描写する作業を行った。そこで採用したのは、近代日本の歴史の中で、大きな「紛争後平和構築」が二回行われたという視点であった。「第一の紛争後平和構築」が「内的平和」をいびつな形で達成したとすれば、「第二の紛争後平和構築」がそのいびつさを是正して「外的平和」も達成しようとするものであった。今日の日本の姿は、二つの平和構築の過程によって強化された平和主義国家の姿であろう。本稿はこのような議論を展開させながら、日本の歴史がどのように現代世界の紛争後平和構築の課題と関連していたり、類似したり、異なっていたりするのかを、示そうとした。

もちろん日本の歴史が現代世界の紛争後平和構築とどう関連しているかを知

ることは、それ自体としてはあまり意味のあることではないかもしれない。だが他方において、日本人にとって極めて身近な日本の歴史の中に、平和構築の題材が潜んでいると指摘することは、平和構築についての思考を深化させるのに有意義であろう。

国連の旗がはためくところだけが平和構築の現場なのではない。平和構築の題材は、いたるところにあふれている。平和構築という困難な問題について思考を深めていくためには、より多くの事例を深く吟味していくことが求められる。本稿は、そのことを思い出すための一助となることを目指したものであった。